

子ども・子育て支援新制度における  
学校法人立の幼稚園、認定こども園に  
係る会計処理

平成27年3月10日

**子ども・子育て支援新制度における学校法人立の幼稚園、認定こども園に係る会計処理  
(学校法人会計基準における取扱い)**

○会計処理の科目

	施設型給付	利用者負担額 (基本負担額)	特定負担額	検定料	入園料 (※2)	実費徴収 (※3)
大科目	補助金収入	学生生徒納付金収入	学生生徒納付金収入	手数料収入	手数料収入	学生生徒納付金収入
小科目	施設型給付費収入	基本保育料収入	特定保育料収入 (※1)	入学検定料収入	入園受入準備費収入 (※5)	特定保育料収入 (※4)

- ※1 使途を示す費目を付記することも考えられる。(例:特定保育料収入(施設整備費)など)
- ※2 費用の性質が入園やその準備、選考などに係る事務手続き等に要する費用の対価の場合。
- ※3 費用の性質が教育・保育の対価の場合。
- ※4 小科目に使途を示す費目を付記する場合は、「入園料」ではなく、具体的な費目をを用いること。
- ※5 新制度における入園前に徴収する検定料や入園料について、「手数料収入」として取り扱う検定料及び入園受入準備費については、入園年度の前年度の収入として処理し、入園料として徴収する特定負担額については、その性質上、入園年度の収入として処理。(入園年度の前年度中に徴収した場合には、いったん「前受金収入」として処理。)

○会計処理の部門及び教育研究経費と管理経費の区分

	幼稚園	幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園 (単独型)	幼稚園型認定こども園 (並列型・接続型)
会計処理の部門	幼稚園として1部門	認定こども園として1部門 (※1)	認定こども園として1部門	認定こども園として1部門 (※2)

教育研究経費と管理経費の区分  
明らかに管理経費に該当する経費(※3)を除き、全て教育研究経費とする方向で調整中  
(所轄庁の判断により、従来どおりの取扱いとすることも可)

- ※1 幼保連携型認定こども園への移行に当たっては、全ての施設が新たに認可(みなし認可を含む)を受けることとなるため、従来の学校新設等の場合の会計処理と同様、移行に伴う収支(前受金や施設整備等の準備経費など)は法人部門に計上し、移行後必要に応じて、こども園部門に適宜振替処理等を行うこと。(なお、幼稚園又は現行の幼稚園型認定こども園から新制度の幼稚園型認定こども園に移行する場合は、新たに認可を受ける施設が無いことから、移行に伴う収支は、引き続き、幼稚園部門に計上すること。)
- ※2 新制度における幼稚園型認定こども園(並列型・接続型)に対する公的補助は、幼稚園と保育機能施設とを区分せず認定こども園を単位として施設型給付により支援し、また、教育・保育の一体的提供を一層推進していく観点から、当該認定こども園の保育機能施設における保育については、平成21年2月26日付け20文科高第855号「文科科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業の扱いについて(通知)」の4.②の内容にかかわらず、認定こども園を1部門として会計処理することを可能とする。
- ※3 昭和46年11月27日付け雑管大118号「教育研究経費と管理経費の区分について(報告)」について(通知)を参照。

(参考)

学校法人会計基準における科目の整理

